

懲戒処分書

(氏名) 勝田 智明	(官職) 厚生労働事務官
(懲戒処分の内容) <p>国家公務員法第82条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により、懲戒処分として、3月間俸給の月額の10分の1を減給する。</p>	
平成30年 4月11日 任命権者 厚生労働大臣 加藤 勝信 	